

ISO メルマガ原稿(130603)

ISO9001・ISO14001 の改正状況(6) ISO14001 の CD1(2)

ISO14001 の次期改正の目的等は、その序文や適用範囲に書かれますので、今回は ISO14001・CD1 に書かれている序文の概要を紹介してみましよう(当センターによる速報版であり、公式なものではありません)。

(1)背景

- ・すべての組織は、コンプライアンスを確実にし、環境に関する活動・製品・サービスの影響をコントロールすることにより、適切な環境パフォーマンスを達成し、実証するために、環境マネジメントシステムを実施してきている。
- ・組織はそれを、持続可能な発展、透明性及び説明責任への社会からの期待によって倍加した、厳しさを増す法律、汚染により高まる環境への圧力、資源の過剰消費、生態系と生物多様性の退廃及び増加する世界人口の状況下で行っている。

(2) ISO14001 の目的

- ・次の方法により、組織に長期に亘る成功を構築し、発展と成長の新しい機会を引き起こすための知識、ツール及び技術を提供すること。
  - ① 組織の直接の活動中のフットプリント(人間活動が地球環境を踏みつけにした足跡)を減らす組織の能力に影響を及ぼす、
  - ② 環境負荷がライフサイクルの他の部分に不注意に移転されないことを確実にするためにライフサイクルの観点を用いて、その製品・サービスが設計、製造、流通、消費及び廃棄される方法に影響を与える、
  - ③ 関連した利害関係者に環境情報を伝える。
- ・これらのツールは、これを他の事業要件と統合し、環境ガバナンスをその全体的なマネジメントシステムに埋め込むことによる組織の優先度、戦略及び意思決定と提携させることができ、それによって環境及び経済目標を達成することができる。
- ・この第3版は、複数の ISO マネジメントシステム標準を実施しているユーザー組織のためにISO規格構造の標準化を配慮しながら、新規及び既存のユーザーのために次の 20 年間の環境の課題に対応することに集中する。

(3) 環境パフォーマンス改善の達成を可能にする必要条件

- ・次を実行すること。
  - ① 方針を作成し、実行する、
  - ② 組織の状況を考慮して、適用される法的要求と自主的義務、並びにその著しい環境側面に関する情報を考慮した環境目的と組織的プロセスを確立する、
  - ② 活動のコントロール手段を確立する、
  - ③ この国際規格の要求事項への適合を改善し、実際に示すために、パフォーマンスを評価し、必要に応じて、措置を取る。
- ・この国際規格の全体的な狙いは、社会経済ニーズと均衡を保つ環境保護運動を支持し、強化することである。

(4)ISO14001 利用の利点

- ・システムの成功は、組織のすべての階層と機能からの、特にトップマネジメントからの、コミットメントに依存する。
- ・環境マネジメントは、戦略的且つ競争的関連を持つものを含む一連の課題を包含する。
- ・組織は、組織の市場位置を強化する環境的に有利な選択肢を実行することから生じる経済的及び経営上の利益を獲得するために、システム要素を用いて付加価値を得ることができる。
- ・適切な環境マネジメントシステムが実施されていることを、顧客、供給元と監査機関を含む、関連した利害関係者に保証するのに、この国際規格の履行に成功した表明を用いることができる。

(5)PDCAの活用

- ・環境マネジメントシステムの基礎をなす方法の根拠は、Plan、Do、Check及びAct(PDCA)の概念に基づいて作られている(図が示されている:省略)。
- ・PDCA の概念は、組織において継続的な改善と漸進的問題解決を達成するために用いられる 4 段階のマネジメントモデルで、次のとおりである。
  - －計画(Plan):組織の環境方針に従って結果を出すのに必要な目的とプロセスを確立する。
  - －実施(DO):プロセスの実施である。
  - －点検(Check):環境方針、目的、法的要求事項及び自主的義務に対するプロセスを調査し、評価して、結果を報告する。
  - －行動(Act):環境マネジメントシステムのパフォーマンスの継続的改善のために、措置をとる。
- ・この国際規格で定められるように PDCA は常に環境マネジメントシステムの基盤であるが、組織は同様に例えば品質、安全、リスクなど他の責任領域のマネジメント制御を確実にする必要があると認められる。
- ・複数の関心事を管理する際の効率を促進するために、ISOは、MSS(Management System Standard)のための、標準化された高レベル構造(HLS :High Level Structure)、同一のテキスト、並びに共通の用語及び定義を開発した。
- ・掲載された図は、リーダーシップに対して更なる焦点を特定して、PDCA に High Level Structure 内の条項を結合した。

(6)2004 年版とほぼ同一の内容(この項の下線部分是新規)

- ・この国際規格は、あらゆる種類・規模の組織に適用し、しかも様々な地理的、文化的及び社会的条件に適用するように意図されている。
- ・これは、環境方針に表明されている、適用可能な法的要求事項及び自主的義務の順守、汚染の防止、環境保護の支持、及び継続的改善に対するコミットメント以上の、環境パフォーマンスに関する絶対的要求事項を規定するものではない。
- ・組織が、そのマネジメントシステムの枠組みに、持続可能な資源使用、気候変動緩和と順応、及び生物多様性と生態系の保護に関する特定のコミットメントをすることを含むか、又は環境責任、予防のアプローチ及び該当する場合は汚染者支弁のような他の原則を検討する、自主的義務を取り入れるのを奨励する。
- ・この国際規格の採用そのものが最適な環境上の成果を保証するわけではない。
- ・環境マネジメントシステムは、環境目的を達成するために、適切かつ経済的に実施可能である場合には、最良利用可能技法の適用を考慮すること、及びそのような技法の費用対効果を十分考慮に入れることを

組織に奨励することができる。

- ・このように、類似した活動を行っている 2 つの組織がそれぞれで異なるコミットメントを確立して、異なる環境パフォーマンスを持つことがあるが、共にこの国際規格の要求事項に適合することがある。
- ・他の国際規格の様に、この規格は非関税貿易障壁を生み出すため、又は組織の法的な義務を増大若しくは変更するために用いられることを意図してしない。

(7) 中小企業(SME)への配慮

- ・また、マネジメントシステムのいろいろな要素の適用が組織の目的及び関係する関連した利害関係者に従い異なるかもしれないことに注意すべきである、そのため、その詳細さと複雑さの水準、文書類の範囲、並びにそれに向ける資源は、システムの範囲、組織の規模、著しい環境側面と潜在的影響を含む、活動、製品及びサービスの性質のような多くの要因に依存する。
- ・これは、特に中小企業(SME)についていえることかもしれない。

以上